

令和 5 年度

大和高田市土地開発公社
監査報告書

大和高田市監査委員

大高監第48号
令和6年8月20日

大和高田市長 堀内大造殿

大和高田市議会議長 植田龍一殿

大和高田市監査委員 田中俊男

同 橋本俊哉

地方自治法第199条第7項の規定により、令和5年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

第1．監査の概要

- 1．監査の対象 大和高田市土地開発公社
令和5年度出納その他の事務
- 2．監査の期間 令和6年7月1日～令和6年7月11日
- 3．監査の結果 今回の監査は、令和5年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等を行うことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理を行うため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

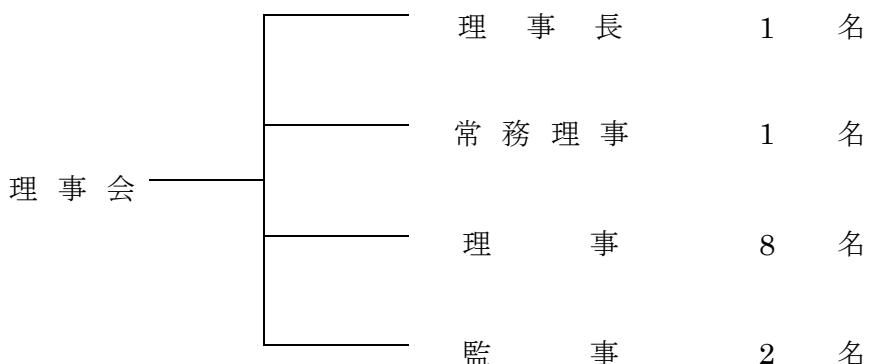
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額が大和高田市からの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は令和6年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員4名（4名兼務）をもって構成されている。

（管理組織図）



理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 庶務係長 — 庶務係

4. 事業実施状況

令和5年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1) 取得

令和5年度の用地の取得事業はなかった。

(2) 売却

令和5年度の大和高田市への売却事業はなかった。

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

本年度においては、大和高田・当麻線街路事業用地の先行取得は行われず、資産残高は増加し、借入金残高の増減はなかった。資金調達に当たっては、借入利率の動向を注視し、借入先と十分な協議を行い、調達コストの低減を図りながら、計画的な都市環境整備に努められたい。

また、長期保有資産については、有効活用と適正な処分について調査・検討を図り、経営の効率化及び健全化に努力されたい。